

# 羽咋市タブレット端末家庭活用ガイドライン

令和8年4月

羽咋市教育委員会

## 1. 目的

タブレット端末等を自宅学習等で活用する際に必要なルールを示す。

## 2. 必要な物品

自宅学習を行うためには、原則、端末と回線（インターネット接続環境）が必要となる。

〈考慮すべき事項〉

### ① 端末（Chromebook、iPad）

ログインをするにはアカウントとパスワードが必要。

### ② 回線（無線（Wi-Fi、LTE など）、インターネットの利用が出来る接続手段）

- ・家庭の無線（Wi-Fi、LTE など）環境への接続は、保護者が行うこと。
- ・携帯通信（LTE）では利用に際しパケット量が多く発生するので注意すること。
- ・インターネット接続に係る通信料や家庭での充電に係る費用については保護者負担とする。（就学援助対象世帯は、モバイルルーターの無償貸出を可能とする。）

## 3. 利用における注意事項

利用者は、以下を遵守すること。

- ① 端末の回線接続に関するサポートは、学校では行いません。
- ② 学校から学習指示があった教材利用についての質問は、学校に問い合わせること。
- ③ 端末のそばでの飲食は禁止とする。（端末を机の上に置いたままその机で食事するなど）
- ④ ユーザーID とパスワードは、他人に教えないこと。
- ⑤ 端末の充電が不足する場合は、自宅で充電を行うこと。
- ⑥ 端末は自己管理し、その利用及び破損・紛失・盗難に注意すること。  
※破損等の不具合が生じた場合は、遅滞なく学校へ報告し指示を仰ぐこと。  
※原則として、利用者の不注意により故障、破損などが発生した場合、家庭や通学時の場合は修理費の全額を、学校管理下の場合は修理費の半額を弁済することとしている。  
※教職員においても機器の管理や個人情報の適切な管理を行うこと。
- ⑦ 端末利用において不具合が生じた場合、遅滞なく速やかに学校へ報告すること。
- ⑧ USB メモリなどの外部装置・周辺機器の接続及び利用を禁止する。
- ⑨ 学校から指示の無いファイルダウンロード・ソフトインストールを禁止する。
- ⑩ 学習に関係ないサイトの閲覧・利用、SNS への書き込み、写真・動画の配信は禁止する。
- ⑪ 他人の ID の不正利用、ハッキング行為などは禁止する。

## 4. その他

- ・本ガイドラインに記載の無い事項については、随時、教育委員会で協議決定する。
- ・利用者及び保護者には、本ガイドラインを承諾の上でタブレット端末を貸し出す。